

成年後見制度

阿南高齢者お世話センター

～正しく知って利用し、家族や自分の生活や財産を守りましょう～

成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々について、「契約を結ぶ」「財産管理」「遺産分割などの協議」など重要な判断が必要な際に不利益が起こらないように保護し、支援していく制度です。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を対象とした制度であり、本人の判断能力の程度によって「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型に分けられています。

任意後見制度

本人の意思で、判断能力がおとろえる前に、あらかじめ公正証書にて任意後見人に代理権を付ける契約を結んでおき、必要になったら効力が生ずる制度

補助

ときどき判断能力に不安を感じる意思疎通はよくとれる

保佐

判断能力がないことが多い意思疎通がとりづらいことが多い

後見

判断能力が常になく意思疎通がとれない状態



法定後見人等の類型による権限の範囲

	代理権	取消権	同意権 ^{※5}
補助	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為（民法第13条第1項各号に定められた法律行為の一部）	
保佐	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	民法第13条第1項各号に規定する法律行為 同意権、取消権の範囲拡張の審判を受けた行為	
後見	財産に関するすべての法律行為	日常生活に関する行為以外の行為	

※5 後見類型では必要と想定されていないため同意権はない

成年後見人等の主な業務

身上監護

財産管理

本人の自己決定意思の尊重が基本！

身上監護

被後見人等である本人が適切に生活できるように身の回りの手続きを行うこと

- ・ 住居の確保（物件探し、施設入所の手続き等）
- ・ 必要な医療サービスや福祉サービスの手配（入院の手続き^{※1}・介護保険の手続き・利用契約・利用サービスへの支払い等）
- ・ 教育やリハビリに関すること
- ・ その他、法律行為^{※2}に関する手続き（契約・契約履行の見守り・異議申し立て）

※1 入院契約に関する代理権が付与されている場合、手術や延命の同意など直接の医療行為への同意権限はない。

※2 後見人等が行えるのは法律行為のみで、実際の家事や身体介護など直接の生活支援は行わない。

財産管理

被後見人等である本人の財産を把握して、安全に保有・管理すること

- ・ 預貯金の出し入れ
- ・ 年金等給付金の請求、受取
- ・ 保険料や公共料金の支払い
- ・ 不動産の売買^{※3}、賃貸借、家賃の支払いや受取
- ・ 遺産分割の協議（遺留分減殺請求含む）
- ・ 訴訟行為、裁判上および裁判外の和解
- ・ 貸金庫取引、信託取引や証券取引^{※4}など

※3 本人居住用不動産を処分（売買、賃貸借契約、担保の提供など）する場合は家庭裁判所の許可が必要。

※4 財産管理は投資などで増やすことが目的ではないため、元本保証のない投資話などには注意が必要。

成年後見人等ができないこと

次のような事柄については、成年後見人等の業務には含まれません。

- ・ 結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為
- ・ 手術等の医療行為に関する同意
- ・ 入院、入所時の保証人や身元引受人になること
- ・ 遺言、臓器提供、延命治療など本人の意思に基づくことが必要な行為
- ・ 実際の介護を行う事実行為 など



成年後見人制度 Q&A

Q1 成年後見人等には誰でもなれる？何か資格が必要？

A 特別な資格は必要ありませんが、誰でもなれるわけではありません。

民法第 847 条で定められた欠格事由に該当する者（未成年者、破産者、以前に法定代理人を解任されたことがある者など）はなれない。



Q2 祖父の後見人になりたい。どうしたらなれるか？

A 後見人等は家庭裁判所が総合的に適性を判断して選任します。

申立て時に候補者名を記載する欄はありますが、必ず名前を書いた人が選ばれるわけではありません。親族ではなく第三者である弁護士・司法書士・社会福祉士など専門職による後見人等がつくケースが近年は増加しています。



Q3 実の子どもなのに自分が選ばれず弁護士が後見人になった。絶対に自分が後見人になりたいので変更してもらいたいのですがどうすればいいか？

A 本人の利益が一番に守られるように総合的に判断して選ばれているため、単に家庭裁判所の人選に不服があるという理由だけでは後見人等を変更することはできません。ただし、財産管理がずさんなど後見人等としての職務を十分に行えていない場合等の解任申立ては可能です。



Q4 別の親族が後見開始審判の申立てを行って後見開始が決定されたが、自分はまだ本人が自分で財産管理も行えると思っており納得していない。決定を取り消せないか？

A 本人・配偶者・4親等以内の親族であれば、審判から2週間以内に後見等開始に関する不服申立て（即時抗告）ができます。



Q5 成年後見人等は1人に対して1人だけ選ばれるのですか？

A 本人の状況によっては、身上監護は親族や社会福祉士が行い、財産管理は弁護士や司法書士などの法律の専門家が行う「複数後見」が行われる場合があります。



阿南市内・徳島県内の成年後見制度に関する相談窓口

阿南高齢者お世話センター	(担当区域ごとに阿南市内6か所設置) 阿南東部高齢者お世話センター TEL 22-4577 阿南中部高齢者お世話センター TEL 23-3728 阿南西部高齢者お世話センター TEL 44-6836 阿南南部高齢者お世話センター TEL 36-3634 阿南北部第1高齢者お世話センター TEL 42-2900 阿南北部第2高齢者お世話センター TEL 44-6836 阿南市役所 介護・ながいき課 TEL 22-1793
阿南市権利擁護センター	阿南市社会福祉協議会内 平日 9:00~17:00 (年末年始・祝日 休み) TEL 0884-23-7288
徳島県社会福祉士会 ぱあとなあ徳島	平日 9:30~15:00 第2日曜 10:00~12:00 TEL 088-678-8041
司法書士会 リーガルサポート徳島支部	無料出張相談サービス(※要予約) 毎年9月無料相談会開催 TEL 088-622-1896
徳島弁護士会 法律相談センター	平日 13:00~14:30 水19:00~20:10 土曜日10:00~12:00 (日曜・祝日 休み)
とくしま権利擁護センター	徳島県社会福祉協議会内 平日 8:30~17:00 (祝日 休み) TEL 088-611-1155



高齢者お世話センターでは、成年後見のほかにも、高齢者の権利擁護に関する相談を受け付けています。



悪質商法など消費者被害についての相談
振り込め詐欺などの相談
高齢者虐待についての相談
など

